

八王子市空き家マッチング支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地域のための活動の場を必要としている団体等（以下、「利用希望者」という。）と、利活用方法の一つとして、地域のために空き家の提供を検討している所有者等（以下、「空き家所有者」という。）をデータベースに登録した上でマッチング（結び付け）支援をし、空き家を地域と共生する事業により活用している事例を周知することで、空き家の利活用促進と地域活性化を図る「空き家マッチング支援事業」（以下、「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 空き家の利用を希望する個人、法人及びその他の団体をいう。
- (2) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 空き家の所有者
 - イ アに該当する者から本事業の利用についての了承を得た者
- (3) 空き家 市内にある建物で、現に使用の実態がないものをいう。
- (4) 地域と共生する事業 地域の特性に合わせた、住民の生活の安定に資する事業をいう。

(対象者)

第3条 利用希望者及び空き家所有者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 空き家活用において、建築基準法及びその他関係法令を遵守すること。
- (2) 電子メールによる情報交換に対応すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。
- (4) その他、市長が不相当と認める事由のないこと。

(対象物件)

第4条 空き家所有者から提供される空き家（以下、「提供空き家」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 有償又は無償で貸借できる空き家であること。
- (2) 本事業の利用について、提供空き家及び提供空き家の存する土地の所有者全員の了承を得ていること。
- (3) 建築基準法違反の是正指導及び管理不全空き家の是正指導を受けていないこと、あるいは指導を受けているが是正の見込みがあること。
- (4) その他、市長が不相当と認める事由のないこと。

(対象事業)

第5条 利用事業の内容は、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地域と共生する事業であること。
- (2) 利用事業が自らの居住を目的としたものでないこと。ただし、利用に際し居住する必要がある場合は、この限りでない。
- (3) 利用事業が公の秩序を乱し又は善良な風俗を害するおそれがないこと。
- (4) 利用事業が政治活動、宗教活動等を目的としたものではないこと。
- (5) その他、市長が不相当と認める事由のないこと。

(利用希望者の登録及び情報の公開)

第6条 利用希望者登録をしようとする利用希望者は、空き家マッチング支援事業利用希望者登録申請書(第1号様式)及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。
- 3 市長は、前項の審査により、登録することが適当であると認めるときは、空き家マッチング支援事業利用希望者登録決定通知書(第2号様式)により、利用希望者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の審査により、登録することが適当でないとき、その理由を付記し、空き家マッチング支援事業利用希望者不登録決定通知書(第3号様式)により、利用希望者に通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による登録の決定を行ったときは、当該利用希望者をデータベースへ登録するとともに、次に掲げる事項についてマッチングサイトへ掲載し、公開するものとする。

- (1) 申請者(代表者)氏名
- (2) 団体名
- (3) 利用内容
- (4) 希望する建物
- (5) 希望する契約条件
- (6) その他、PR等

- 6 利用希望者の登録及びマッチングサイト掲載に関する利用希望者の費用は無償とする。
- 7 利用希望者の登録の有効期間は、登録の決定の日が属する年度の末日までとする。ただし、期間満了時まで当該利用希望者に登録を継続する意思があることを確認できた場合は、市長は登録有効期間を1年間更新することができ、その後も同様とする。

(提供空き家の登録及び情報の公開)

第7条 提供空き家登録をしようとする空き家所有者は、物件ごとに空き家マッチング支援事業提供空き家登録申請書(第4号様式)及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出し

なければならない。

(1) 提供空き家の所有権が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産評価証明書（家屋・共有者がある場合は記載されたもの）、固定資産税・都市計画税納税通知書）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

3 市長は、前項の審査により、登録することが適当であると認めたときは、空き家マッチング支援事業提供空き家登録決定通知書（第5号様式）により、空き家所有者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の審査により、登録することが適当でないとしたときは、その理由を付記し、空き家マッチング支援事業提供空き家不登録決定通知書（第6号様式）により、空き家所有者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定による登録の決定を行ったときは、当該提供空き家をデータベースへ登録するとともに、次に掲げる事項について、マッチングサイトへ掲載し、公開するものとする。

(1) 提供空き家情報

(2) 希望する利用方法

(3) 希望する契約条件

(4) その他、PR等

6 提供空き家の登録及びマッチングサイト掲載に関する空き家所有者の費用は無償とする。

7 提供空き家の登録の有効期間は、登録の決定の日が属する年度の末日までとする。ただし、期間満了時まで当該空き家所有者に登録を継続する意思があることを確認できた場合は、市長は登録有効期間を1年間更新することができ、その後も同様とする。

（マッチング方法）

第8条 市長は、利用希望者又は空き家所有者の条件に適合する提供空き家又は利用希望者の登録があった場合には、その内容を利用希望者又は空き家所有者に通知することができる。

2 市長は、利用希望者又は空き家所有者から問合せがあった場合には、申請書に記載する交渉したい相手方の連絡先（電子メールアドレス）を提示することができる。

3 マッチングまでの交渉や調整及び取り交わされる貸借契約等については、利用希望者と空き家所有者によって行うものとする。

4 市長は、前項に規定する交渉や調整及び取り交わされる貸借契約等について、手続き上必要な市窓口の案内などの協力を行うものとする。

（マッチングの状況報告）

第9条 利用希望者は、次の各号に該当するときは、市長へマッチング状況を報告するもの

とする。

- (1) 貸借契約等が成立したとき。
- (2) 貸借契約等の内容に変更が生じたとき。
- (3) 貸借契約等が終了したとき。

- 2 前項の報告をしようとする利用希望者は、空き家マッチング支援事業状況報告書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、必要に応じて登録内容の変更又は削除を行うものとする。
- 4 利用希望者は、事業開始後の活動内容について、必要に応じて電子メール等により市長へ報告するものとする。
- 5 市長は、前項の報告があった場合、活動内容をマッチングサイトやSNS等に掲載することができる。

(利用希望者及び提供空き家登録内容の変更)

第10条 利用希望者は、第6条で登録した内容に変更があるときは、空き家マッチング支援事業利用希望者変更申請書(第8号様式)及び変更内容を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。
- 3 市長は、前項の審査により、変更することが適当であると認めるときは、空き家マッチング支援事業利用希望者変更確認通知書(第9号様式)により、利用希望者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による変更の確認を行ったときは、当該利用希望者登録内容の変更を行うものとする。
- 5 空き家所有者は、第7条で登録した内容に変更があるときは、空き家マッチング支援事業提供空き家変更申請書(第10号様式)及び変更内容を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。
- 7 市長は、前項の審査により、変更することが適当であると認めるときは、空き家マッチング支援事業提供空き家変更確認通知書(第11号様式)により、空き家所有者に通知するものとする。
- 8 市長は、前項の規定による変更の確認を行ったときは、当該提供空き家登録内容の変更を行うものとする。

(登録の取消等)

第11条 市長は、利用希望者又は空き家所有者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録取消の申し出があったとき。
 - (2) 登録申請書の内容に偽りがあったとき。
 - (3) 本要領及びその他関係法令に違反したとき。
 - (4) 市からの問合せに回答がないとき。
 - (5) その他、登録の趣旨に反すると認められる行為を行ったとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録の取消を決定したときは、空き家マッチング支援事業登録取消通知書(第12号様式)により、利用希望者及び空き家所有者に通知するとともに、データベースへの登録の取消を行うものとする。

(守秘義務)

第12条 市長、利用希望者及び空き家所有者は、本事業の実施において知り得た個人情報等を、情報提供者の許可なく本事業以外の目的で使用してはならない。

(運用上の注意)

第13条 この要領は、空き家所有者の本事業以外による物件の取引を制限するものではない。

(市の責任)

第14条 本事業による情報提供は、利用希望者と空き家所有者とのマッチングを目的とするものであり、当事者間で行われる交渉や調整及び取り交わされる貸借契約等については、市は一切の責任を負わない。

2 本事業により提供する情報の内容については、市は一切の責任を負わない。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。